

民主主義社会と政治家に対する 批判的表現の自由（1）

——風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政治的表現の
保護へのヨーロッパ人権裁判所における展開——

兵 田 愛 子

目 次

序——ヨーロッパ人権裁判所判例の展開における「風刺」表現の保護

- (1) 本稿の目的・方法
- (2) ヨーロッパ人権裁判所によるヨーロッパ人権条約10条の審査の方法
- (3) 本稿の構成

1. 芸術的表現としての風刺——カリカチュアによる風刺表現

- (1) 典型的な風刺表現——芸術家による芸術的表現（風刺画）
- (2) 風刺表現の定義における「主体」の拡張——市民による芸術的表現（風刺作品）
(以上、本号)

2. 社会的注釈としての風刺——文字のみによる風刺表現

- (1) 侮辱的表現と風刺表現の「意図」に基づく区別——プレスによる社会的注釈
（風刺的文体）
- (2) 意図と形式の「経緯」に基づく認定——市民による社会的注釈（風刺的無礼）

結——民主主義社会における「風刺」表現の保護

- (1) 総合的な分析
- (2) 残された課題

序——ヨーロッパ人権裁判所判例の展開における「風刺」表現の保護

(1) 本稿の目的・方法

近年、ヨーロッパ人権裁判所において、「政治家に対する政治的表現」を「風刺」として認定し、「民主主義社会」との関係で表現の価値を高く評価することによって、表現の自由による保護の範囲を拡大する傾向が表れている。この傾向が最も顕著に表れたのが、2013年3月14日に示されたエオン事件判

決¹⁾である。この事件は、フランスにおいて、市民が公道上で共和国大統領一行に際して「失せろ、このクソ野郎! (casse toi pov'con)」²⁾と書かれた小さなプラカードを掲げた事案であった。この「失せろ、このクソ野郎!」という言葉を用いた表現は、従来の「風刺」表現の基準では保護が難しいと思われるものであったにもかかわらず、エオン事件判決においては「風刺」認定を通じて保護されている。

そこで、本稿においては、エオン事件判決に至るまでの「風刺」表現に関するヨーロッパ人権裁判所判例の展開の過程を分析することによって、以下を目的とする³⁾。第一に、人権裁判所における「風刺」認定の展開を探る。第二に、

- 1) *Eon c. France*, n° 26118/10, 14 mars 2013 については、仏文・英文を適宜参照する。
- 2) エオン事件でプラカードに書かれていた言葉 (casse toi pov'con) の訳語については、パトリック・ヴァクスマン、中島宏訳「公的自由の制限を可能にする新たな技術——スペクタクルの社会における自由の保護について」山元一・只野雅人編訳『フランス憲法学の動向——法と政治の間』(慶應義塾大学出版会・2013) 306頁による。
- 3) 本稿において取り上げるヨーロッパ人権裁判所における表現の自由に関する判例を理解するにあたって有益なものとしては以下のものが挙げられる。

ヨーロッパ人権裁判所における一般的な審査方法については、「評価の余地」の理論および比例原則が特徴的であるとされている。ヨーロッパ人権裁判所における「評価の余地」理論については、北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量——評価の余地に関する人権裁判所判例を契機として——」法学新報 第88巻 第7・8号 (1981) 35-95頁、江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における「評価の余地」理論の新たな発展」明治大学大学院紀要 第29集 (1992) 55-73頁、西片聡哉「欧州人権条約 derogation 条項と「評価の余地」——人権裁判所の統制を中心に——」神戸法學雑誌 第50巻 第2号 (2000) 149-186頁、西片聡哉「表現の自由の制約に対する欧州人権裁判所の統制」神戸法學年報 第17号 (2001) 223-257頁、門田孝「欧州人権条約と「評価の余地」の理論」櫻井雅夫編『石川明教授古稀記念論文集 EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社・2002) 251-291頁に詳しい。ヨーロッパ人権裁判所における比例原則については、江島晶子「比例原則のグローバル化——人権の対話——」比較法研究 第75巻 (2013) 214-220頁、小畑郁「人権条約機関における人権概念と判断手法——比例原則の位置づけと意義を中心に——」前掲・比較法研究221-227頁、江島晶子「イギリスにおける比例原則の継受——ヨーロッパ人権条約と1998年人権法」前掲・比較法研究246-252頁に詳しい。なお、フランスにおける比例原則については、小島慎司「比例原則——フランスの場合」上智法学論

「政治家に対する政治的表現」の保護における風刺認定の役割を明らかにする。第三に、これらの分析によって、日本に対する若干の示唆を得る。

エオン事件判決に至るまでの「風刺」表現に関するヨーロッパ人権裁判所判例の展開の過程を分析するにあたり、エオン事件判決に加えて、エオン事件判決の「風刺」認定の部分⁴⁾で参照されている、フェアアイニグング・ビルデン

↘集 第56巻 第2・3号（2012）71-79頁、建石真公子「フランス憲法院における比例原則による基本権保護——フランス的憲法伝統とヨーロッパ法の交錯——」前掲・比較法研究237-245頁、ドイツにおける比例原則については、柴田憲司「憲法上の比例原則について（1）（2）完——ドイツにおけるその法的根拠・基礎づけをめぐる議論を中心に——」法学新報 第116巻 第9・10号（2010）183-278頁、同 第11・12号（2010）185—290頁、松本和彦「ドイツの比例原則の普遍性と特殊性」前掲・比較法研究228-236頁に詳しい。

よりヨーロッパ人権裁判所の表現の自由に関する審査方法に特化したものについては、江島晶子「表現の自由と民主的社会 裁判所侮辱法に基づく新聞記事差止命令——サンデー・タイムズ判決——」戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社・2008）384-389頁（なお、サンデー・タイムズ判決に至るまでの経緯とその後のイギリス国内での判決の受容の仕方については、江島晶子「イギリスにおける裁判所侮辱法改正とヨーロッパ人権条約」明治大学大学院紀要 第27集（1990）21-40頁に詳しい）、プレスの特異性と関連して分析するものとして上村都「政治的表現 価値判断に基づく名誉毀損と真実性の証明——リングェス判決——」前掲・戸波他『ヨーロッパ人権裁判所の判例』395-399頁、曾我部真裕「ヨーロッパ人権裁判所判例を通してみた「表現の自由と制度」の一断面」小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法——理論的対話の試み』（尚学社・2013）62-74頁などが挙げられる。

以上の先行研究と比較すると、本稿は以下の特徴を有する。ヨーロッパ人権裁判所の一般的な審査方法に着目するというよりはむしろ、表現の自由に関する審査方法を対象とするので、一般的な審査方法についてはその限りで扱うこととなる。くわえて、本稿は、江島・上村・曾我部の先行研究の知見に依拠しつつ、伝統的な判例研究の方法を試みる。第一に、本稿は、事案との対応関係からルール of 意義を特定し、なおかつ、関連するいくつかの判例を時系列に沿って分析することにより前述のルール of 意義の変遷を明らかにする。第二に、とりわけ、風刺という法的構成が表現の自由の保護にいかなる役割を果たしているかを明らかにする。第三に、これによって、政治家に対する表現が、「どのような理由」によって「どこまで」許されるのかを明らかにすることに意義がある。

4) *Eon c. France*, op.cit., §§ 60-61.

ダー・キュンストラー事件判決⁵⁾、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決⁶⁾、トゥシャルプ事件判決⁷⁾を分析対象とする。これらの対象を分析するにあたり、主に表現の「主体」、「客体」、「方法」、「意図」の四つの要素を比較軸に設定し、これら四つの判決を時系列に沿って比較検討する。

なお、これら四つの判決には民事事件と刑事事件が含まれており、そのことが一般論の違いとして若干表れるが、本稿においては、検討の対象を「風刺」認定による表現の保護の大まかな枠組みおよび機能に限定するために、これらの差異はひとまず捨象する。

(2) ヨーロッパ人権裁判所によるヨーロッパ人権条約10条の審査の方法

本稿において取り上げる事案は全て、「表現の自由」について規定するヨーロッパ人権条約10条に照らして審査されるため、まず、人権条約10条の規定および人権裁判所における審査方法について確認する。

ヨーロッパ人権裁判所は、被告国による表現規制を、表現の自由の保護を規定するヨーロッパ人権条約10条2項に照らして審査する。

(人権条約10条)⁸⁾

1. 全ての人は表現の自由に対する権利を有する。この権利は、公権力の介入なしに、国境と関係なく、意見の自由および、情報またはアイデアを受け取りまたは伝達する自由を含む。本条は、国家に対して、ラジオ放送、映画、テレビの諸企業を許可制に服させることを妨げない。
2. これらの自由の行使には、義務および責任が伴い、国家の安全、領土の保

5) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, n° 68354/01, 25 janvier 2007 については、仏文・英文を適宜参照する。

6) *Alves da Silva c. Portugal*, n°41665/07, 20 octobre 2009.

7) *Tuşalp v. Turkey*, nos. 32131/08 and 41617/08, 21 February 2012.

8) 本稿においては主に仏文の判例を検討するため、人権条約10条の規定としては、奥脇直也・岩沢雄司編『国際条約集 2015年版』(有斐閣・2015) 369頁には拠らず、人権裁判所のホームページ内に掲載された仏語のヨーロッパ人権条約の PDF (2016年10月16日時点) http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_FRA.pdf に依拠する。

民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由（1）

全または公共の安全、秩序の保護および犯罪の起訴、健康または道徳の保護、他者の名声または権利の保護のため、機密情報の漏えいを妨げ、または司法権の權威および公正さを保障するために、民主主義社会において必要な手段から成る、法律によって規定された、一定の手続き、条件、制限または刑罰に服する。

審査にあたっては、人権裁判所は、まず、被告国による表現規制が人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか否か確定する。次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か否か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点を検討する。

このうち、③「民主主義社会において必要な」に関しては、問題となる介入が「急迫する社会的必要性」⁹⁾に一致するか否かを確定することが要求される¹⁰⁾。そのような必要性が存在するか否か評価する際に、各締約国は一定の評価の余地¹¹⁾を有するが、たとえ適用している法律と決定が独立した裁判所によって与えられたものであっても、それらはヨーロッパ人権裁判所の監督に服する。すなわち、人権裁判所は、問題となった介入が人権条約10条によって保護されるものとしての表現の自由と調整可能か否か、最終的に裁定する権限を持つ¹²⁾。

監督の職務を行使する際、人権裁判所は、管轄する国内裁判所の代わりになるのではなく、むしろ、彼らが評価権に従ってした決定を、10条の下で「再検討する」¹³⁾。すなわち、人権裁判所は、締約国が「善意で、注意して、合理的な方法で」評価権を行使したか否か審査するだけにとどめることを帰結とせ

9) ただし、表現の自由に関する全ての判決において「急迫する社会的必要性」が言及されているわけではない。例えば、本稿において取り上げる四つの判決の中で、これに言及するのは、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決とトゥシャルプ事件判決だけである。

10) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 41. *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 22.

11) 前掲3)を参照。

12) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 41.

13) *Tuşalp v. Turkey*, op.cit., § 42.

ず¹⁴⁾、介入を正当化するために国内裁判所によって挙げられた理由が「適切かつ十分」か否か、とられた手段が追及される正当な目的に比例していたか否か¹⁵⁾、確定しなければならない¹⁶⁾。そうすることによって、人権裁判所は、適切な事実の受け入れ可能な評価に基づいている国内裁判所が、10条に具体化された諸原理に一致する基準を適用したということを確認しなければならない¹⁷⁾。

(3) 本稿の構成

本稿は、「風刺」表現に関するヨーロッパ人権裁判所判例の展開の過程を分析するものである。風刺とは、「現実の特色を示すような誇張および変形 (déformation) によって、挑発し、また動揺させること必然的に目指す」「芸術的表現および社会的注釈の一つの形式」である¹⁸⁾。この定義の下で、初期の二つの判例では、絵画または立体作品という「芸術的表現」を用いた社会的注釈が「風刺」として扱われてきたが、後に登場する二つの判例においては、侮辱的な言葉という「芸術的要素を欠いた」社会的注釈でさえ「風刺」として扱われるようになっている。

本稿においては、初期の二つの判例を「1. 芸術的表現としての風刺」において検討し、後に登場する二つの判例については「2. 社会的注釈としての風刺」において検討し、それらを「結」において総合的に分析する。各判例の検討においては、「(A) 事案」と「(B) 判旨」を確認した後、「(C) 分析」において、「(a) 判決の枠組み」、「(b) 問題となる表現の特徴」、「(c) 風刺の認定方法」、「(d) 問題となる風刺表現の民主主義社会における必要性」の観点に照らして分析する。それにより、「風刺」に含まれる表現の範囲が、四つの判例を通じて次第に拡張していく様が明らかになるだろう。

14) *Eon c. France*, op.cit., § 51.

15) 前掲3)を参照。

16) *Eon c. France*, op.cit., § 52.

17) *Eon c. France*, op.cit., § 52.

18) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33.

1. 芸術的表現としての風刺

——カリカチュアによる風刺表現

風刺表現をめぐる基本的な定義および傾向を確立した判決として、一つはフェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決、もう一つはアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決が挙げられる。いずれも絵画または立体作品という「芸術的表現」として説明可能な枠内の表現である¹⁹⁾が、アルヴェ

19) 例えば、Jean-François Flauss, «La Cour européenne des droits de l'homme et la liberté d'expression », Élisabeth Zoller (dir), *La liberté d'expression aux Etats-Unis et en Europe*, Paris, Dalloz, 2008, p. 106（この論文の補訂版の該当箇所として、Jean-François Flauss, « The European Court of Human Rights and the Freedom of Expression », *Indiana Law Journal*, Volume 84, Issue 3, 2009, p. 818 参照）において、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決（2007年）は「明らかに、芸術的創作物の領域においてショッキングな表現の保護に好意的に判決を下した」ものとして紹介されている。また、Baptiste Nicaud, *La réception du message artistique à la lumière de la CEDH*, these Limoge, 2011, p. 6において、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決は「10条違反の確認を通じて『CEDH に気に入られる芸術的自由』を導いた」ものとして紹介されており、アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決（2009年）は、その「新たな丘の確認」として紹介されている。このように、従来、風刺表現は「芸術的表現」の枠組みによって分析可能であった。しかし、その後のトゥシャルプ事件判決（2012年）においては、「芸術的表現」の枠組みによって分析することが困難な表現、すなわち「芸術的要素のない表現（新聞記事内の皮肉的な表現）」が「風刺（風刺的文体）」として認定されている。それゆえ、トゥシャルプ事件判決は、従来の風刺表現の枠組みに収まらない表現にまで「風刺」と認定したという点で、人権裁判所の風刺表現に関する判決の展開において風刺認定を飛躍的に発展させた判決といえるだろう。その翌年に示されたエオン事件判決（2013年）においても、トゥシャルプ事件と同様に「芸術的要素のない表現（大統領の過去の失言をそのまま書き写したプラカード）」が「風刺（風刺的無礼）」として認定されている。それゆえ、エオン事件判決は、トゥシャルプ事件判決の延長線上に位置づけられるであろう。なお、Nathalie Droin, « Le délit d'offense au président de la République : une occasion manquée. A propos de l'arrêt Eon contre France, Cour EDH, 14 mars 2013 », *RFDA*, mai-juin 2013, p. 600 においては、トゥシャルプ事件判決を参照せずに、従来の判決（フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決およびアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決）とエオン事件判決を比較した際に、「言葉の風刺的性質の評価は、引用された二つの判決から見て驚くべきものであるように見える」

ス・ダ・シルヴァ事件判決においては、「主体」が「芸術家の地位」にあるか否かに拘束されずに、表現が「風刺」に含まれることとなる。これによって、「風刺」に含まれる表現の範囲が拡張していることが明らかとなる。以下、順に検討する。

(1) 典型的な風刺表現——芸術家による芸術的表現（風刺画）

フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決は、芸術団体が展示した風刺画が風刺として保護された事例である²⁰⁾。本件表現は「芸術家による芸術的表現」であり、この事例において「風刺」の定義が確立された。それゆえ、本件表現が「風刺」の典型例であると言える。

(A) 事 案

オーストリアのウィーンにおいて、申立団体（芸術団体フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー）は、1998年の4月3日から6月21日に、「芸術的自由の世紀（*«Das Jahrhundert künstlerischer Freiheit»*）」という展覧会を、協会の100周年を祝して開催した。そこでは、芸術家のオットー・

↘という指摘がなされており、これはトゥシャルプ事件判決の登場前と登場後での風刺認定の展開の激しさを示すものと評価し得よう。他方で、Patrick Wachsmann, « Liberté d'expression », Jurisclasseur Libertés, LexisNexis, Fasc. 800, 2008, n° 2, p. 6 においては、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決は「芸術的表現」ではなく「公益問題 (une question d'intérêt public)」に関わる表現として分析されている。これは「芸術的表現」の枠を超えた「公益問題に関わる表現」が風刺と認定され得ることが予見されていると評価し得よう。

20) 本判決について言及するものとして、以下のものが挙げられる。Jean-François Flauss, « La Cour européenne des droits de l'homme et la liberté d'expression », op.cit., p. 106 (この論文の補訂版の該当箇所として、Jean-François Flauss, « The European Court of Human Rights and the Freedom of Expression », op.cit., p. 818 参照) ; Patrick Wachsmann, op. cit., p. 6 ; Janneke Gerards and Hanneke Senden, « The structure of fundamental rights and the European Court of Human Rights », International journal of constitutional law (I·CON), vol. 7 (4), 2009, p. 633 ; Baptiste Nicaud, op.cit., p. 6 ; Xavier Bioy, « La protection renforcée de la liberté d'expression politique dans le contexte de la Convention européenne des droits de l'homme », Les Cahiers de droit., vol. 53, n° 4, 2012, p. 756 ; Nathalie Droin, op.cit., p. 600.

ミュールによる「アポカリプス（«Apocalypse»）」というタイトルの絵が展示されていた。

その絵は以下のようなものである。本件絵画は、高さ3.6メートルから4.5メートルの大きさに、性的な場面にいる様々な人物がコラージュによって表現されたものである。描かれた人物に関して、顔には新聞の抜粋写真の拡大が使用されており、そこに裸の絵が手書きで描き加えられていた。彼らのうち一定の人物については、両目部分が黒い線で隠されていた。マイシュベルガー氏（本件原告）もその一人である。原告は、オーストリア自由党の幹部であり、事件当時（1998年）は国会議員であった（任期は1999年4月まで）。原告のそばには、オーストリア自由党の当時の首相であるイェルク・ハイダーと作者のオットー・ミュール、マザー・テレサ、枢機卿のヘルマン・グロア²¹⁾の他に、司教のクルト・クレン²²⁾、ウィーンのブルク劇場の支配人クラウス・パイマ

21) 1995年、オーストリアのニュース雑誌 Profil において、神学校の元生徒が、彼の教師であった当時のウィーンの枢機卿のハンス・ヘルマン・グロア（Hans Hermann Groer）を告発した。元生徒によると、グロア枢機卿はシャワー室で衛生上の指導と称して元生徒に性的虐待を行っていた。このスキャンダルにより、枢機卿に対する不信感のみならず、カトリックの保守的な性規範（同性愛・墮胎に対する破門、避妊・婚前交渉・離婚の禁止）に対する反発も強まった。結果として彼は辞職に追い込まれることとなった。これについては、ドイツの新聞 Die Zeit の1995年4月7日付の記事「男色の対象となる少年たち（“Die Lustknaben”）」http://www.zeit.de/1995/15/Die_Lustknaben、同紙の1995年4月14日付の記事「枢機卿の冷静な沈黙（Des Kardinals gesammeltes Schweigen）」http://www.zeit.de/1995/16/Des_Kardinals_gesammeltes_Schweigen ドイツの新聞 Die Welt の2003年3月25日付のグロア枢機卿の死亡記事 <https://www.welt.de/print-welt/article/524737/Kardinal-Groer-tot-Papst-wuerdigt-ihn-trotz-Missbrauchs-Vorwuerfen.html>（いずれも2017年1月8日時点）に詳しい。

22) 極めて保守的な人物として知られる当時のザンクト・ベルテンの司教、クルト・クレン（Kurt Krenn）は、グロア枢機卿の性的虐待に関するスキャンダルの際に、他の聖職者たちとは異なり、グロア枢機卿を一貫して擁護していた。これについては、ドイツの新聞 Die Zeit の1998年12月22日付の記事「陰謀と男同士の同性愛（Kabale und Männerliebe）」http://www.zeit.de/1998/53/Kabale_und_Maennerliebe/komplettansicht と、オーストリアの新聞 Die Presse の2014年1月26日付のクレン司教の死亡記事 <http://diepresse.com/home/panorama/religion/1553783/Altbischof-Kurt-Krenn-ist-tot?from=suche.intern.portal>（いずれも2017年1月8日

ン²³⁾、オーストリアの作家であるペーター・トゥーリーニ²⁴⁾も描かれていた。その絵の中で、原告については、オーストリア自由党の2人の政治家に触れられてマザー・テレサに射精すると同時に、ハイダーを射精させるためにペニスを掴んでいる様子が描かれていた。本件絵画の展示は、有料で一般に公開されていた。会期中の1998年6月11日、オーストリアのテークリヒ・アレス紙 (*Täglich Alles*) は「枢機卿のグロアとマザー・テレサがいる集団の性的な場面」が描かれた本件絵画に腹を立てた。その翌日の1998年6月12日、本件絵画が一人の来場者によって破損された。来場者は特に原告が描かれた部分を赤いペンキで覆ったため、原告の顔の一部はペンキで塗られた状態になった。多くの新聞がこの出来事を報じ、本件絵画を掲載した。原告は、申立人に対して、著作権法78条に基づいて、本件絵画の展示差し止めを求める訴えを提起した。国内裁判所は申立団体に対して、展覧会における本件絵画の展示を禁止し、訴訟費用と賠償金20,000オーストリア・シリング（利息4%付き）を支払うよう命じた²⁵⁾。申立団体は、ヨーロッパ人権条約10条を援用し、ヨーロッパ人権裁

↘日時点) に詳しい

23) 1998年、ブルク劇場の支配人であるクラウス・パイマン (Claus Peymann) は、オットー・ミュール (Otto Mühl / Otto Muehl) がコミュン内での強姦および未成年者との性交により7年間の刑期を終えた直後に、劇場の従業員による経営協議会の反対を押し切って彼をブルク劇場に招待している。そこにおいて、オットー・ミュールによる彼の著作「監獄の中から、1991年から1997年まで」の朗読会が催された。また、その夜会では、オットー・ミュール自身の裁判経験をモデルとした寸劇「ムール (“Muehl”)」が行われ、オットー・ミュール自身が告発人に扮する一方、他方でミュールの役に扮したのは作家のペーター・トゥーリーニ (Peter Turrini) であった。ここから、クラウス・パイマンとペーター・トゥーリーニは、オットー・ミュールと芸術を通じて交流していたことがわかる。これについては、ドイツの新聞 *Berliner Zeitung* の1998年2月13日付の記事「ウィーン・ブルク劇場における元囚人のオットー・ミュール：芸術はどれだけシニズムに耐えうるか (Der Ex-Häftling Otto Mühl im Wiener Burgtheater Wieviel Zynismus verträgt die Kunst?)」<http://www.berliner-zeitung.de/der-ex-haeftling-otto-muehl-im-wiener-burgtheater-wieviel-zynismus-vertraegt-die-kunst--16807382> (2017年1月8日時点) に詳しい。

24) 前掲23)を参照。

25) 本件事案に関する国内裁判所における訴訟手続・判決および関連する国内法に

判所に提訴した。

(B) 判 旨

表現の自由に関する事件において、まず、人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか否かが検討されることになる。本件においては、オーストリアの国内裁判所による、申立団体に対する本件絵画の展示の継続を禁止する決定は、申立団体の表現の自由に対する「介入」を構成すると判断された²⁶⁾。

次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か否か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点が検討されることとなるが、①に関しては本件介入が「法律によって規定されて」おり、②に関しては本件介入が「他者の権利の保護」という正当な目的を追求していることが問題なく認定されたため²⁷⁾、本件判決においては、主に、本件介入が③「民主主

↘については *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., §§ 13-20 に詳しい。すなわち、1998年6月22日、原告は、本件絵画が原告の品位を落とすとして、著作権法 (*Urheberrechtsgesetz*) 78条に基づいて本件絵画の展示と写真の公表を申立団体に禁じ、また、申立団体に対して20,000オーストリアシリング (または1,453.46ユーロ) の賠償金を請求するために、申立団体に対して訴訟手続を開始した。なお、著作権法78条とは、ある人物の画像の公開・拡散をその人物の正当な利益を侵害する場合に禁ずる規定である。原告の訴えに対してウィーン商事裁判所 (*Handelsgericht*) は、1999年8月6日、申立団体の芸術的表現の自由に対する権利が原告の人格的利益に優越することを確認したうえで、原告の描かれた部分が本件絵画全体から見て特別注意を引くものではなかったなどの理由により、原告の主張を否定した。これに対して、ウィーン高等地方裁判所 (*Oberlandesgericht*) は、2000年2月24日、本件絵画上の原告の顔写真がまだ識別可能であるなどの理由で、芸術的表現の自由の限界を超えるものとして、申立団体に対して本件絵画の展示の禁止および訴訟費用と20,000オーストリアシリング (4%の利息付き) の賠償金の支払いを言い渡した。また、原告に対しては、オーストリアの新聞社2紙においてこの判決の引用の公表を許可した。これを不服とした申立団体の上告に対して、最高裁判所 (*Oberster Gerichtshof*) は、2000年7月18日、控訴審の判決を支持し、申立団体に対して訴訟費用の支払いを言い渡した。

26) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 27.

27) 詳細は *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 23, § 28, § 29, § ➤

義社会において必要なものであったのか」について検討されることとなる。

人権条約10条1項で認められる表現の自由は「民主主義社会の不可欠な諸原理の一つ」かつ「民主主義社会の進歩と各人の成熟の最も重要な諸条件の一つ」である。表現の自由の保護は、(2項の留保の下で)「国家、または人々のある一部を傷つけ、ショックを与え、または不安にさせる『情報』または『アイデア』」まで及ぶ。「芸術作品を創作し、解釈し、広め、または展示した人々」は、「民主主義社会に欠かせないアイデアや意見の交換に貢献する」。ただし、「表現の自由を利用する人は誰であれ」10条2項にいう「義務および責任」を引き受けることになる。「義務および責任」の範囲は「状況と用いられた方法」によって決まる²⁸⁾。「義務および責任」が遵守されているか否かについては、「本件絵画における原告の個人的利益」と「本件介入が申立団体にもたらす影響」が検討されることとなる。

第一に、「本件絵画における原告の個人的利益」については、人権裁判所は次のように検討している。

はじめに、判断の基礎となる事実がいくつか指摘されている。その事実は次の通りである。本件絵画は、原告の「裸で性行為に耽っている最中」の様子を描いたものであり、「いくらか侮辱的な方法で」描かれていた。原告は、オーストリア自由党の元幹事長であり、事件当時は国会議員であった。原告はオーストリア自由党の最も重要な3人のメンバーとの交わりの中で描かれており、そのうちイェルク・ハイダーは当時の党首であった²⁹⁾。このような事実に基づ

↘31 において述べられている。すなわち、①については、本件介入はオーストリアの著作権法78条によって規定されているので「法律によって規定されて」と判断された (§ 28)。②については、政府は「正当な目的」として「他者の権利の保護」と「道徳の保護」を挙げていたが (§ 23)、「道徳の保護」については「引用された法律の用語 (le libellé) も、国内裁判所の決定が作成された言葉遣い (les termes) も、そのような目的を参照しなかった」ので (§ 31)、本件介入の目的は「他者の権利の保護」となる。それゆえ、「正当な目的」を追求していたと判断された (§ 29)。

28) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 26.

29) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 32.

いて、「本件表現の方法」、「本件表現の客体（本件表現はいかなる地位に向けられたものか）」、「本件絵画によって原告が被る被害の程度」の観点に照らして「本件絵画における原告の個人的利益」が検討されている。

まず、「本件表現の方法」については、人権裁判所は次のように検討している。本件絵画は、たとえ「いくらか侮辱的な方法で」で描かれているとしても、「しかしながら」、原告の顔の部分以外は手書きで描かれており、「非現実的で誇張した方法」で描かれていた。また、顔写真の目の部分は「黒い線で隠されて」いた。国内裁判所のいずれの審級においても、「少しも現実を反映または言及することすら目指さない」と判断されていた。そのような表現の様式は、「風刺的諸要素の手段に関わる、人物のカリカチュア」である。「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような誇張および変形（déformation）によって、挑発し、また動揺させること必然的に目指す。それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」³⁰⁾。

次に、「本件表現の客体」（本件表現はいかなる地位に向けられたものか）については、人権裁判所は次のように検討している。本件絵画は原告の「私生活のディテールを記述したとはまず考えられない」。むしろ、それは「オーストリア自由党のメンバーである政治家」としての原告の地位に関わるものである。原告は「この資格において、批判に関してより一層の寛容を示さなければならない」。本件絵画で問題となる部分が「画家の作品を活発に批判していたメンバーがいるオーストリア自由党を対象とした、カウンターアタックの形式」として解されうるという一審裁判所の観点は、理にかなうものである³¹⁾。

さらに、「本件絵画によって原告が被る被害の程度」については、人権裁判所は次のように検討している。本件絵画には原告の他に33人の人物が描かれており、それらの人々の中で、「単なる議員」であった原告は「確実に、最も有名な人々のうちの一人であった」。さらに事件当時とは異なり、本件裁判

30) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33.

31) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 34.

の時点において原告が政治生活から引退しているという事情に鑑みると、「大衆は、ほとんど彼のことを覚えていない」³²⁾。また、国内裁判所での訴訟手続きに入るまでに、問題の箇所の一部が赤いペンキによって破損してしまったため、「侮辱的に彼の身体を表したものは、赤いペンキで完全に覆い隠されていた」。従って、原告の部分が「いまだ識別可能である」としても、その他の人々について「大多数が有名人で、完全に見える状態であった」のに比べて、「影が薄れていた」³³⁾。

第二に、「本件介入が申立団体にもたらす影響」については、人権裁判所は次のように検討している。本件介入は「時間においても場所においても限定されていなかった」。それゆえ、「現代美術の分野で最も有名なオーストリアのギャラリーの一つ」を運営する本件申立団体は、「将来の展示が開催される可能性のある時および場所において、マイシュベルガー氏が知られているのか、または、いまだ知られているのか否かという点に関係なく」、「本件絵画を展示するあらゆる可能性を奪われた」³⁴⁾。

「芸術的で風刺的な方法に基づいて表現されたことを考慮したときの、マイシュベルガー氏の個人的利益」と、「申立団体から見た本件措置の影響」を検討した結果、結論として、本件介入は「目指される目的と比例せず、それゆえ10条2項の意味での民主主義社会において必要ではなかった」³⁵⁾。「従って、人権条約10条違反が存在する」³⁶⁾。

(C) 分 析

(a) 本判決の枠組み

「(a) 本判決の枠組み」では、本判決の全体像を示すために検討の項目を示すにとどめ、分析については「(b) 本件表現の特徴」以降において行うこととする。本判決の枠組みとしては、本件介入が「他者の権利の保護」という正当

32) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 35.

33) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 36.

34) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 37.

35) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 38.

36) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 39.

な目的に比例しているか否かという問題に答えるために、「本件絵画における原告の個人的利益」と「本件介入が申立団体にもたらす影響」について検討がなされている。「本件絵画における原告の個人的利益」については、①「表現の形式」と②「表現の客体」と③「表現が客体に与えた被害の程度」の三つの段階で検討がなされている。

このうち、まず、①「表現の形式」については、本件表現形式の「風刺」認定に際して、「風刺」表現を「芸術家の権利」として指摘することによって、「表現の主体」を考慮に入れて検討している³⁷⁾。ここにおける本件表現の主体とは、「芸術家（芸術団体）の地位」であり、この地位は「民主主義社会に欠かせないアイデアや意見の交換に貢献」するものの、「義務および責任」を遵守しなくてはならず、それについては「方法と（表現が）用いられた状況」に従って検討されることとなる³⁸⁾。本稿において述べる「表現の主体」とは、表現をした人物そのものを指すのではなく、その人物がいかなる「地位」に基づいて当該表現をしたのかという観点で認定されるものである。すなわち、「表現の主体」とは表現者の立脚する「地位」を指す。表現者の「地位」は、必ずしもその人物の「職業」だけで決まるものではない。なぜならば、「その人物がそのような地位に基づいて表現したのか」は、表現者の職業だけでなく、表現の文脈（表現の状況、表現のテーマなど）によって決まり得るからである。例えば、後に紹介するトゥシャルプ事件判決においては、「表現の主体」が「プレス地位」であると認定するために、「申立人の職業（例えば、ジャーナリスト）」「表現の発表媒体（例えば、新聞記事）」「表現のテーマ（例えば、政治家の汚職事件のような「民主主義社会において非常に重要な問題）」が考慮に入れている。本判決においては、詳細な検討を経ずに「表現の主体」が「芸術家の地位」であると認定されている³⁹⁾。

次に、②「表現が向けられた客体」については、詳細な検討を経ずに「政治

37) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33.

38) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 26.

39) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 26.

家の地位」という資格として認定されている⁴⁰⁾。本稿において述べる「表現の客体」についても、表現の対象となった人物そのものを指すのではなく、相手のいかなる「地位」に対して当該表現が向けられたのかという観点で認定されるものである。すなわち、「表現の客体」とは表現が向けられた「地位」を指す。表現が向けられた「地位」は、必ずしも被表現者の「職業」だけで決まるものではない。なぜならば、「相手のいかなる地位に対して当該表現が向けられたのか」は、被表現者の職業だけでなく、表現の文脈（表現に至るまでの経緯、表現の意図など）によって決まり得るからである。例えば、後に紹介するエオン事件判決においては、「表現の客体」が「政治家の地位」であると認定するために、「申立人の本件表現に至るまでの経緯」「（その経緯から認定された）表現の意図」が考慮に入れられている。本判決においては、詳細な検討を経ずに「表現の客体」が「政治家の地位」であると認定されている⁴¹⁾。なお、本判決の「表現の客体」に関する段落の中で、一審裁判所が指摘した「意図」について言及があるが、本件「客体」の認定にとって「意図」は重要な意味を持たず、補強的な要素にすぎない。さらに、③「表現が客体に与えた被害の程度」については、「描かれた絵画の具体的な態様」を参照している⁴²⁾。

(b) 本件表現の特徴

本件表現の特徴を検討する際に、①「表現の主体」、②「表現の実態」、③「表現の方法・形式」、④「表現の客体」、⑤「表現の意図」、⑥「表現が客体に与えた被害の程度・描かれた絵画の具体的な態様」を参照する。

本件表現の①「主体」は「芸術家（芸術団体）の地位」であり、その地位は「民主主義社会」において一定の役割を果たす存在として認定されている⁴³⁾。本件表現の②「実態」は、「絵画」である。より具体的に言えば、架空の性行為を描写したコラージュである。本件表現の③「方法」については、本件表現

40) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 34.

41) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 34.

42) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., §§ 35-36.

43) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 26.

が「非現実的で誇張した方法で描かれ」ており、「少しも現実を反映または言及することすら目指さない」ものであるため、「風刺的諸要素の手段に関わる、人物のカリカチュア（風刺画）」である。なお、人権裁判所は、本件表現の形式について、「風刺」は「芸術的表現および社会的注釈の一つの形式」であり、この方法を用いた「芸術家の権利」に対する介入は、「特別の注意を伴って」審査されなければならないとしている⁴⁴⁾。

本件表現の④「客体」については、詳細な検討を経ずに「政治家の地位」と認定されている。「政治家」は、「この資格において批判に関してより一層の寛容を示さなければならない」⁴⁵⁾。これについては、詳細な検討が加えられていないが、「原告がオーストリア自由党の元幹事長であり、その当時は議員であった」という点と、オーストリア自由党の当時の党首を含む、政党内において最も重要な3人のメンバーとの交わりの中で原告が描かれていたという絵画の中身に照らせば⁴⁶⁾、「政治家という資格」に向けられたものであることが明らかであると思われる。なお、⑤同じ段落において「本件絵画の作者を活発に批判してきたオーストリア自由党に対するカウンター・アタックの意図」に関する一審裁判所の指摘が取り上げられているが、本件「客体」の認定においては、「意図」は重要な意味を持たず、補強的な要素にすぎない

本件表現の⑥「描かれた絵画の具体的な態様」については、本件絵画は原告以外にも33人描かれており、それらの中で原告はどちらかといえば無名の部類に属しており、そのうえ、判決の時点においては政治家を引退しており「大衆はもうほとんど彼のことを覚えていない」⁴⁷⁾。また、絵画の大部分において原告以上に有名な人々を侮辱的に示した部分が完全に見える状態であったのに対して、展示中の破損により原告の身体を侮辱的に示した部分は赤いペンキで完全に覆い隠されており、「影が薄れていた」⁴⁸⁾。それゆえ、「表現が客体に与え

44) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33.

45) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 34.

46) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 32.

47) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 35.

48) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 36.

た被害の程度」は低いと考えられる。

(c) 本判表現の形式における「風刺」の認定方法

本判決においては、まず、本件コラージュが「非現実的で誇張した方法で描かれ」ており、「少しも現実を反映または言及することすら目指さない」ものであることが指摘されたうえで、本件表現方法が、「風刺的諸要素の手段に関わる、人物のカリカチュア（風刺画）」であると判断された。

本判決は、風刺を以下のように定義づける。

「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような誇張および変形（déformation）によって、挑発し、また動揺させることを必然的に目指す。それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」⁴⁹⁾。

この定義に照らせば、確かに本件表現は「絵画」であるため「芸術的表現」と言えよう。また、本件表現の客体は「政治家の地位」であるため「社会的注釈」とも言えよう。それゆえ、本件表現は「芸術的表現および社会的注釈」という、風刺の形式を用いて表現していると評価され得る性質であった。「風刺」の定義において本判決が「風刺」を「芸術家の権利」として示していることから、本判決において「風刺」によって「芸術的表現および社会的注釈」をなし得ると想定されていたのは「芸術家」だけである。本判決以降、特にアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決において、風刺表現の「主体」が広がるにつれ、「風刺」の定義も見直されることとなる。

(d) 本件「風刺」表現の民主主義社会における必要性

人権条約10条2項は、当該規定が列挙する正当な目的のために「民主主義社会において必要な」介入を正当化するものである。この点に関して考えるに、10条2項によって介入が正当化されるのは、問題となる表現が「民主主義社会において必要ではない」場合、「民主主義社会において害悪を与える」場合であると思われる。換言すれば、10条2項に照らして介入が民主主義社会におい

49) *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33.

て必要でないと判断されるのは、問題となる表現が「民主主義社会において必要な」場合であると思われる。このように考えると、本判決は、「芸術家」の「政治家の地位（資格）」に対して「与える被害の程度が小さい」「風刺」表現が「民主主義社会において必要な表現」として保護された判決である、と整理することができる。

本判決において指摘されるように、表現主体である「芸術家の地位」は民主主義社会において一定の役割を果たす存在であり、「芸術家」による「風刺」という表現形式は「芸術的・社会的注釈の一つの形式」として民主主義社会において重要な表現方法のひとつであり、その客体である「政治家の地位」は「この資格において」民主主義社会において自らに対する批判に寛容であらねばならない存在であった。

他方で、いかに本件表現に「民主主義社会における本件表現の重要性」を高める諸要素が多く含まれていたとしても、本件風刺表現が真に「民主主義社会において必要」であるといえるためには、本判決§26において言及される「義務および責任」に照らして本件風刺表現が過度ではないことを示さなければならぬだろう。これについて、本判決は、「描かれた絵画の具体的な態様」を通じて「表現が客体に与えた被害の程度」を検討する。

このように、本判決において、「民主主義社会における価値を高める諸要素」と「民主主義社会における価値を下げる諸要素」が検討された結果、本件表現が「民主主義社会において必要」であると結論付けられたと評価し得る。

（2）風刺表現の定義における「主体」の拡張——市民による芸術的表現（風刺作品）

アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決は、市民による風刺作品が風刺として保護された事例である⁵⁰⁾。本件表現は芸術家でない主体による表現であるものの、立体作品は「芸術的表現」として説明可能であったため、人権裁判所が想定す

50) 本判決について言及するものとして、以下のものが挙げられる。Baptiste Nicaud, op.cit., p. 6; Nathalie Droin, op.cit., p. 600.

る典型的な「風刺」の枠内にある表現であったと言える。

(A) 事 案

ポルトガルのモルターグァ (Mortágua) において、申立人 (アルヴェス・ダ・シルヴァ氏) は、2004年2月22日と24日に、これらの日に開催するカーニバルの行列に際して、モルターグァ市の町中を小型トラックでまわった。その小型トラックには、原告であるモルターグァ市長アルフォンソ・アブランテス氏をかたどった石こうの指人形と、市長の名前 (Abrantes) を逆さまにした「Set-Narba 会社」と書かれたプラカードと、ポルトガルにおいて不正会計の象徴とされる青いカバンを設置し、事前に申立人が吹き込んで録音したテープを繰り返し再生していた。そのテープで流れていた言葉は次の通りである。

「Set-Narba 社による、モルターグァ市の文化的、レクリエーション的、経済的發展を信じてください。Set-Narba 社は最大の従業員を有しており、我々全員によって給料が支払われています。あなたの一票を私に下さい。あなたの奥様は資格試験の必要なしに職を持つこととなるでしょう。あなたの息子は市の職員になるでしょう……」。

原告は、申立人について、検察官の補助職員 (auxiliaire du ministère public) の選任を伴う刑法180条の名誉毀損罪に基いて刑事告訴した。国内裁判所は、刑法180条と184条 (政治家に対する名誉毀損における刑の加重) に基づいて、申立人に対し、加重された名誉毀損により有罪であると判断し、200日の日数罰金、総額1,400ユーロと、損害賠償として検察官の補助職員に3,000ユーロの支払いを命じた⁵¹⁾。申立人は、ヨーロッパ人権条約10条を援用し、

51) 本件事案に関する国内裁判所における訴訟手続・判決および関連する国内法については *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., §§ 6-15 に詳しい。すなわち、2004年2月24日、原告は、本件立体作品について、サンタ・コンバ・ダン検事局 (le parquet de Santa Comba Dão) に、検察官の補助職員を選任を伴う名誉毀損条項に基づく申立人に対する刑事告訴を提出し、2004年4月30日に検察官が申立人に対する請求をサンタ・コンバ・ダン裁判所 (le tribunal de Santa Comba Dão) に提出した。サンタ・コンバ・ダン裁判所に駐在する予審判事 (le juge d'instruction près le tribunal de Santa Comba Dão) は、申立人の行為がいかなる犯罪も構成しないと、申立人を裁判手続きに戻さないことに決定した。これに対し、検察

ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。

(B) 判 旨

表現の自由に関する事件において、まず、人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか否か確定する。本判決においては、ポルトガルの国内裁判所による本件申立人に対する有罪判決は、10条1項にいう「介入」を構成すると判断された⁵²⁾。

次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か否か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点が検討されることとなるが、①に関しては本件介入が「法律によって規定されて」おり、②に関しては本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的を追求していることが問題なく認定されたため⁵³⁾、本件判決においては、主に、本件介入が③「民主主義社会において必要なものであったのか」について検討されることとなる。

人権条約10条1項で認められる表現の自由は「民主主義社会の不可欠な諸原理の一つ」かつ「民主主義社会の進歩と各人の成熟の最も重要な諸条件の一

ㄨ官の補助職員の訴えに基づいてコインブラ控訴裁判所 (la cour d'appel de Coimbra) は、2005年4月27日、決定を取り消す判決を言い渡し、訴訟記録をサンタ・コンバ・ダン裁判所に送り返した。サンタ・コンバ・ダン裁判所は、2006年7月5日の判決において、申立人が加重された名誉毀損の罪により有罪であるとし、申立人に対して、200日の日数罰金、総額1,400ユーロと、損害賠償として検察官の補助職員に3,000ユーロの支払いを言い渡した。これに対して申立人は人権条約10条と関連する人権裁判所判例を援用して控訴したが、コインブラ控訴裁判所は、2007年3月21日の判決において、申立人の行為が表現の自由に対する権利の行使ではなく、知りえた悪事の公表 (la médisance) によって原告の名声を侵害することのみを意図としていたとして、申立人の主張を否定した。

52) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 25.

53) 詳細は *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 14, § 15, § 26 において述べられている。すなわち、①については、本件介入はポルトガルの刑法典180条1項、2項、4項および184条によって規定されているので「法律によって規定されて」おり (§ 14, § 15, § 26)、②については、本件介入の目的は、10条2項の「他者の名声または権利の保護」に該当するので、「正当な目的」を追求していた (§ 26)。

つ」である。表現の自由の保護は、2項の留保の下で「国家、または人々のある一部を傷つけ、ショックを与え、または不安にさせる『情報』または『アイデア』」まで及ぶ。人権条約10条の保護の例外は「厳格に解釈されなければならない」。それゆえ、③「民主主義社会に必要」であるというためには、本件介入に「急迫した社会的必要性」の存在が要求される⁵⁴⁾。これを確認するために、「申立人が非難された言葉の正確な内容 (la teneur)」と「それらが発言された文脈」を含めて、「事件全体に照らして」本件介入が審査されなければならない⁵⁵⁾。その際、「本件介入の利益」と「本件介入がもたらす効果」が検討されている。

第一に、「本件介入の利益」については、「本件表現の形式」と「本件表現の客体」が検討されている。まず、「本件表現の形式」については、人権裁判所は次のように検討している。本件表現は、「明らかに、風刺的諸要素によるカリカチュアに属する」。「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような、誇張および変形 (déformation) によって、挑発し、また動揺させること必然的に目指す。それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の——またはその他すべての人の——権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」⁵⁶⁾。次に、「本件表現の客体」については、人権裁判所は次のように検討している。政府は本件表現を「知りえた悪事の公表 (la médisance)」⁵⁷⁾ であると主張していた⁵⁸⁾ が、テープで流されたフレーズに関しては、「問題となった言葉の性質と正確な内容 (la teneur) と、申立人の行為が行われた——カーニバルのお祭り——という文脈も考慮に入れると、原告に対する申立人の非難を文字通りに受け

54) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 22.

55) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 23.

56) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27. ここにおいて、先に本稿で取り上げた *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit., § 33 が引用されている。

57) la médisance の訳語は、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』(現代人文社・1999) 176頁による。

58) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 20.

取ることができない]。「たとえ、そのようなケースであったとしても、特にこの批判がその際に風刺の形式で行われていた以上、原告は、政治家という資格において、批判に対してより一層の寛容を示さなければならなかった」⁵⁹⁾。

第二に、「本件介入がもたらす効果」については、人権裁判所は次のように検討している。「本件において申立人がしたような行為を刑法上処罰するのは、社会的テーマについての風刺的な諸発言に、抑止的な効果を持ちうる。社会的テーマについての風刺的な諸発言は、それ自体もまたやはり、民主主義社会において不可欠な一般利益（*intérêt général*）の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」⁶⁰⁾。

申立人の風刺的表現に対する「有罪判決における社会の利益」と、「申立人に対するそのような有罪判決の効果」を検討した結果、結論として、本件介入は「目指される目的と比例せず、従って民主主義社会において必要ではない」⁶¹⁾。「従って、人権条約10条違反が存在する」⁶²⁾。

(C) 分 析

(a) 本判決の枠組み

「(a) 本判決の枠組み」では、本判決の全体像を示すために検討の項目を示すにとどめ、分析については「(b) 本件表現の特徴」以降において行うこととする。本判決の枠組みとしては、本件介入が「他者の名声または権利の保護」という正当な目的に比例しているか否かという問題に答えるために、「申立人が非難された言葉の正確な内容（*la teneur*）」と「それらが発言された文脈」を含めて、「事件全体に照らして」本件介入が検討されている⁶³⁾。その際、本件表現の諸要素については、①「表現の方法・形式」⁶⁴⁾と②「客体」⁶⁵⁾と③

59) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28. ここにおいて、先に本稿で取り上げた *Vereniging Bildender Kunstler c. Autriche*, op.cit., § 34 が引用されている。

60) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29.

61) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 30.

62) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 31.

63) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 23.

64) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27.

65) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28.

「本件介入がもたらす効果」⁶⁶⁾の三段階で検討がなされている。

このうち、まず、①「表現の方法」については、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決のような検討を経ずに、「明らかに、風刺的諸要素によるカリカチュアに属する」と簡潔に認定される。これは、本件表現が立体作品であり、かつ、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 33 において指摘された「非現実的で誇張した方法」「少しも現実を反映または言及することすら目指さない」という風刺表現の特徴に照らすと、本件表現が「風刺的諸要素によるカリカチュア」であるということが容易に認定されうるからであると思われる。本件表現形式の「風刺」認定については、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決とは異なり、「表現の主体」の要素が重視されていない。というのも「風刺」の定義について、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 33 で示された「芸術家の権利」という部分が、本判決においては「芸術家の——またはその他すべての人の——権利」に変更されているからである⁶⁷⁾。本判決においては、「主体」がいかなる地位であるか示されていない以上、便宜上、本件表現の主体は、「市民の地位」としておく。この地位については、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決におけるような主体の民主主義社会において果たす役割については言及されておらず、「義務および責任」についても言及されていない。

次に、②「客体」については、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決と同様に、詳細な検討を経ずに「政治家という資格」であると簡潔に認定される⁶⁸⁾。さらに、③「本件介入がもたらす効果」については、本件のような表現の「民主主義社会において果たす役割」が指摘されている⁶⁹⁾。

66) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29.

67) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27.

68) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28.

69) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29.

(b) 本件表現の特徴

本件表現の特徴を検討する際に、①「表現の主体」、②「本件表現の実態」、③「表現の方法・形式」、④「表現の文脈（表現行為が行われた場所）」、⑤「客体」、⑥「本件介入がもたらす効果」を参照する。

本件表現の①「主体」は特別言及されておらず、単に「市民の地位」であるといえる。本件表現の②「実態」は、「言葉」と「物」の組み合わせによる「立体作品」といえる。より具体的に言えば、市長をかたどった石こうの指人形、市長の名前を逆さまにした「Set-Narba 会社」と書かれたプラカード、ポルトガルにおいて不正会計の象徴とされる青いカバン、録音テープのループ再生を組み合わせた表現である。録音テープでループ再生された「言葉」の正確な内容 (la teneur) は、「Set-Narba 社による、モルターグァ市の文化的、レクリエーション的、経済的發展を信じてください。Set-Narba 社は最大の従業員を有しており、我々全員によって給料が支払われています。あなたの一票を私に下さい。あなたの奥様は資格試験の必要なしに職を持つこととなるでしょう。あなたの息子は市の職員になるでしょう……」というものである⁷⁰⁾。本件表現の③「方法」は「明らかに、風刺的諸要素によるカリカチュア（指人形・録音テープ・プラカードを組み合わせたもの）」である。なお、人権裁判所は、その表現の形式としての「風刺」について、「芸術的表現および社会的注釈の一つの形式」であり、「芸術家の——またはその他すべての人の——」風刺表現に対する介入は、「特別の注意を伴って」審査されなければならないとしている⁷¹⁾。

本件表現の④「文脈（表現行為が行われた場所）」は、「カーニバルのお祭り」である⁷²⁾。この要素は、フェアアイニグング・ビルデンダー事件判決では指摘されていなかったが、本判決においては、「申立人が『Abrantes 市長が実際に、自分に票を入れた人々の家族を無試験で職を融通したり、

70) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 7.

71) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27.

72) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28.

市職員として採用している』という事実を告発しているとは理解され得ない」ということを指摘するために取り上げられていた。ただし、この要素は、本判決において特に影響をもたないといえよう。なぜならば、「たとえ、そのようなケースであったとしても」⁷³⁾と本判決が強調するように、そのような事実の告発と解されうるか否かは、本判決において論点にならないからである。

本件表現の⑤「客体」は、「政治家の地位」である。これについては、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件と同様に詳細な検討が加えられていないが、表現の正確な内容 (la teneur) を見れば「政治家という資格」に向けられたものであることが明らかであるためと思われる。「客体」が「政治家という資格」であることに関連して、本判決は、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件 § 34 を参照し、「風刺という形式で行われていた以上」、「政治家という資格において」、「批判に対してより一層の寛容を示さなければ」ならないことを示す⁷⁴⁾。

⑥「本件介入がもたらす効果」については、「社会的テーマについての風刺的な諸発言」に対する「抑止的な効果」が指摘される。さらに、「社会的テーマについての風刺的な諸発言」が「民主主義社会において不可欠な一般利益 (intérêt général) の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ことも指摘されている⁷⁵⁾。ここから、本判決において、本件表現が「社会的テーマについての風刺的な諸発言」に含まれ、「民主主義社会において不可欠な一般利益 (intérêt général) の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」と評価されているのがわかる。

(c) 本判表現の形式における「風刺」の認定方法

「風刺」表現であるか否かについて、本判決は、詳細な検討をせずに、本件表現の方法が「明らかに、風刺的諸要素によるカリカチュア」であったことを

73) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28.

74) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 28.

75) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29.

認定する⁷⁶⁾。これは、本件表現が立体作品であり、かつ、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 33において指摘された「非現実的で誇張した方法」「少しも現実を反映または言及することすら目指さない」という風刺表現の特徴に照らすと、本件表現が「風刺的諸要素によるカリカチュア」であるということが容易に認定されうるからであると思われる。

風刺の定義については、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 33を参照するものの、「芸術家の権利」という部分が、本判決においては「芸術家の——またはその他すべての人の——権利」に変更されている⁷⁷⁾。ここから、本判決においては、「風刺」の定義の変更を通じて、「風刺」表現の主体を拡張したことがわかる。すなわち、「風刺」表現は、民主主義社会において一定の役割を果たし得る「芸術家」だけでなく、一見すると民主主義社会においてどんな役割を果たし得るのか明確ではない「単なる市民」（まさに「その他すべての人」）に対しても開かれた表現形式となった。

また、本判決については、「市民による風刺」と「民主主義社会」との関連性が指摘されている。本判決 § 29では、本件のような表現に対する介入が「社会的テーマについての風刺的諸発言に、抑止的効果を持ち得る」ことを指摘したうえで、「社会的テーマについての風刺的諸発言」が「民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ことを指摘する。ここにおいて注目したいのは、民主主義社会において役に立ち得るのは「社会的テーマ」についての風刺表現であるという点である。本判決においては本件表現の客体である「政治家の地位」に着目することにより、本件風刺表現が「社会的テーマ」に関するものであると結論付けたと思われる。さらに、本判決の § 28においてもフェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 34から見出した「政治家の地位に対する風刺は最大限保障されなければならない」という定式を指摘しており、ここからも「風刺」と「客体」の組み合わせに注目していることがわかる。以上のこ

76) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27.

77) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 27.

とから、本判決は、たとえ表現主体が単なる「市民」であったとしても、「政治家の地位」を客体とするような「社会的テーマについての」「風刺」は、「民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ことを指摘したといえよう。

(d) 本件「風刺」表現の民主主義社会における必要性

先のフェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決の分析において示したように、10条2項に照らして介入が民主主義社会において必要でないと判断されるのは、問題となる表現が「民主主義社会において必要な」場合であるといえる。そのように考えると、本判決は、「市民」による「政治家の地位」に対する「風刺」が「民主主義社会において必要な表現」として保護された判決である、と整理することができる。実際、本判決においては、「市民」による「政治家の地位」に対する「風刺（カリカチュア）」という本件表現のような表現が「民主主義社会において不可欠な一般利益（*intérêt général*）の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」ということが指摘されている⁷⁸⁾。

この「表現の民主主義社会における価値」を判断する際に、本判決では、本件表現の「風刺」という形式と「政治家の地位」という客体の認定が明確に重視されていることがわかる。というのも、以前の判決（フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決）では、「形式（風刺）」と「客体（政治家の地位）」だけでなく「民主主義社会において一定の役割を果たし得る主体（芸術家の地位）」も含めて「表現の民主主義社会における価値」が認められていたのに対し、本判決では、「主体」の要素を抜きにして「表現の民主主義社会における価値」が認められていたからである。

また、「表現の民主主義社会における価値」の判断材料となる「風刺」という形式を認定する際に、本判決では、以前の判決（フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー判決）とは異なり、風刺の定義から「主体（芸術家の地位）」の限定が消えた結果、「主体（芸術家の地位）」に拘束されずに「風

78) *Alves da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29.

民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由（1）

刺」という形式が認定されている。それゆえ、本判決は、民主主義社会における価値を高く評価され得る「風刺」認定の範囲が拡張し、その結果、保護され得る表現の範囲が拡張していると評価され得る。

ただし、本件表現は、いまだ典型的な「風刺」表現の枠内にあるとも言える。なぜなら、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決 § 33 において示された風刺の定義によると、「風刺」とは「芸術的表現および社会的注釈」の一つの形式であったが、本件表現は、たとえ主体が「芸術家の地位」ではないとしても、立体作品であるため「芸術的表現」であり、また、客体が「政治家の地位」であるため「社会的注釈」とも認定され得るからである。

なお、本判決の後に登場する二つの判例においては、もはや「芸術的表現」とは説明され得ない表現でさえ「風刺」として認定されることとなるのである。